

# 井月と芭蕉俳文「十八楼ノ記」

復 本 一 郎

明治二十年（一八八七）二月十六日に数え年六十六歳で没した俳人に井月がいる。北越（新潟県）長岡の出身。日本各地を放浪、漂泊したが、明治元年（一八六八）以降、南信（長野県）伊那の地に滞留、一所不<sup>こつじき</sup>住の乞食の生活を送り、句作に専念した。定まつた師を持たず、芭蕉を範とし、芭蕉の作品に学びつつ、独自の俳風を確立した。

書にもすぐれ、後代の芥川龍之介をして「彼の書技は「幻住庵の記」等に至ると、入神と称するを妨げない」とまで言わしめている（下島勲編『井月の句集』大正10年10月、空谷山房刊所収「跋」）。芥川言うところの芭蕉の「幻住庵記」を揮毫したものは、今日、八種が確認されている。

それとは別に、芭蕉俳文「十八楼ノ記」をも好んで揮毫していたようで、今日、写真版で四種が確認される。中の二点は、昭和五十五年（一九八〇）五月刊、宮脇昌三編著『井月真蹟集』（伊那毎日新聞社）の中に、他の二点は、平成十九年（二〇〇七）九月刊、井上井月顕彰会企画『井上井月真筆集』（新葉社）の中

に収載されている。まずは、四種の「十八楼ノ記」を右の二書の写真版によつて翻字し、左に掲出してみる。便宜、改行は、俳句以外は無視する。漢字、変体仮名は、現行の字体に改める。それぞれに通し番号を付す。

## ① 十八楼乃記

柳の家 井月拜書

みのゝ国長良川に臨て水楼ありあるしを賀嶋氏と云いなは山は後に高く乱山左右に重りて近からず遠からず田中の寺は杉の一むらに隠れて岸にそふ民家は竹の囲みのみとりも深し曝布処ゝに曳はえて右に渡し舟浮ふ里人のゆきかひ繁く漁村軒を並て網を引釣を垂るゝも己かさまゝ只此楼をもてなすに似たり暮かたき夏の日もわするゝはかり入日の影も月に替りて波にむすほる篝のかけも良ちかく高欄の本に鵜飼するなとまことに目覚しき観なりけらし彼瀟湘の八のなかめ西湖の十の境も涼風一味の中に思ひ込たりもし此楼に名をいはんとならば十八楼ともいはまほしきなり はせを此あたり眼に見ゆるものみな涼し

② 十八楼乃記

みの、国長良川に臨て水楼あり主を賀嶋氏といふ稲葉山後に高く乱山左右に重て近からす遠からす田中の寺は杉の一むらに隠れて岸にそふ民家は竹の囲みの翠も深し曝布所へに曳はえて右に渡舟浮ふ里人の往かひ繁く漁村軒を並て網を引釣をたる、おのかさまへも只此楼をもてなすに似たり暮かたき夏の日もわする、はかり入日の影も月に替りて波にむすほるか、り火のかけも良ちかく高欄の本に鵜飼するなど実に眼覚しき観なりけらし彼瀟湘の八の眺西湖の十の境も涼風一味の中におもひこめたりもし此楼に名をいはんとならは十八楼ともいはまほしきなり

此あたり目に見ゆるものみな涼し 桃青

明治十六年末十一月下浣応需北越行脚柳の家井月  
拜書

③ 十八楼乃記

みの、国長良川に臨て水楼有るしを賀嶋氏と云いなは山後に高く乱山左右に重りて近からす遠からす田中の寺は杉のひとつに隠れて岸にそふ民家は竹の囲みのみとりも深し曝布処へに曳はえて右に渡船浮ふ里人のゆきかひしけく漁村軒を並

て網を引釣をたる、己かさまへも只此楼をもてなすに似たり暮難き夏の日もわする、はかり入日の影も月に替りて波にむすほる篝火のかけも良近く高欄のもとに鵜飼するなどまことに目さましき観なりけらしかの瀟湘の八のなかも西湖の十の境も涼風一味の中におもひこめたりもし此楼に名をいはんとならは十八楼ともいはまほしきなり

此あたり目に見ゆる物みな涼し  
はせを

④ 十八楼の記

美濃国長良川に臨て水楼あり主を賀嶋氏と云いなは山は後に高く乱山左右に重りて近からす遠からす田中の寺は杉の一むらに隠れて岸にそふ民家は竹の囲みみとりに深し曝布処へに曳はえて右に渡船浮ふ里人の往かひ弥く漁村軒を並て網を引釣を垂る、己かさまへも只此楼をもてなすに似たり暮かたき夏の日も忘る、はかり入日の影も月に替りて波にむすほる篝火のかけも良近く高欄の本に鵜飼するなどまことにめさましき観なりけらし彼瀟湘の八景西湖の十のなかも涼風一味の中におもひこめたりもし此楼に名をいはんとならは十八楼ともいはまほしき也

此あたり目にみゆるものみな涼し

はせを  
代

井月書

①②が『井月真蹟集』所収のもの、③④が『井上井月真筆集』所収のものである。「幻住庵の記」については、伊那中沢村本曾倉の竹村熊吉の談として「二盃飲んでは書き、二盃飲んでは書いたものが（中略）芭蕉翁幻住庵記である。無論記憶の儘を書いたもので、その頭脳の確かなのに驚いた」とのエピソードが伝わる（『井月の句集』）。「十八楼ノ記」は、「幻住庵記」よりもはるかに短文である。ならば、当然、記憶していてもよいと思われるが、実際にはどうであったのであろうか。まずは、そのあたりから、四種の「十八楼ノ記」を比較しつつ、以下、様々な視点より検討してみることとする。

右の四点を比較していただければ明らかなように、平仮名表記が漢字になっていたり、逆に漢字表記が平仮名になっていたり、助詞が省略されていたりといった違いはあるものの、大きな違いはない。中では、④がやや特異で、他においては「繁く」と表記されていた箇所が「弥く」と、「漁村」と表記されていた箇所が「魚村」と表記されているほかに、「瀟湘の八の眺

西湖の十の境も」の箇所が「瀟湘の八景西湖の十のながめも」となっているのがやや気になるといったくらいである。この④に関しては、筆勢がやや迂り過ぎているようにも思われる。微醺を超えての揮毫の結果により、私意が入ったということであろうか。が、この「十八楼ノ記」も、「幻住庵記」同様、記憶のままに書いたものと思われる。「幻住庵記」は、俳諧七部集（芭蕉七部集、西由清伯編『俳諧名数』は「芭蕉七部書」とする）の中の『猿蓑』所収の「幻住庵記」に拠って揮毫しているが、この「十八楼ノ記」、井月は如何なるものによつて揮毫しているのであろうか。まずは、そこをところを考えてみたい。芭蕉に心酔していた井月が、どのような書物を通して芭蕉を学んでいたかの問題である。そこで、四種の「十八楼ノ記」の中より、揮毫年月が定かに記されている②を代表として選び（その筆跡からも緊張感が伝わってくる）、句読点、濁点、振り仮名等を付して、再度左に掲げてみる。これも私に付した二重傍線部は、後に検討を加えることになる本文決定の際の問題となる箇所である。

#### 十八楼乃記

みの、国長良川に臨て水楼あり。主を賀嶋氏といふ。稲葉山後に高く、乱山左右に重て、近からず遠からず。田中の寺は杉の一むらに隠れて、岸

にそふ民家は竹の囲みの翠も深し。曝布所さらしものに曳はえて、右に渡舟わたね浮ぶ。里人の往かひ繁く、漁村軒なうべを並て、網を引、釣をたるゝおのがさまゝも、只此楼このをもてなすに似たり。暮がたき夏の日もわするゝばかり、入日の影も月に替りて波にむすばる。かゞり火のかげも良ちかく、高欄の本に鵜飼するなど、実に眼覚しき観みなりけらし。彼瀟湘の八の眺、西湖の十の境も涼風一味の中うちにおもひこめたり。もし此楼このに名をいはんとならば、十八楼ともいはまほしきなり。

此このあたり目に見ゆるものみな涼し 桃青

明治十六年十一月下浣しん応雷おん北越行脚柳の家井月拜書  
この芭蕉の「十八楼ノ記」が、公刊されたものの中で最初に見えるのは、元禄八年（一六九五）刊、支考編『笈日記』の中においてである。井月は、『笈日記』を披見していた（拙編著『井月句集』岩波文庫、参照）。そこで『笈日記』所収の「十八楼ノ記」を左に掲げてみる。今日の芭蕉関係のテキスト類は、この「十八楼ノ記」を示すに当って、最初に公刊されたということ  
で、『笈日記』所収の本文を底本としている。

### 十八楼ノ記

みのゝ国ながら川に望て水楼あり。あるじを賀嶋

氏といふ。いなば山後にたかく、乱山西に重りて、ちかゝらず遠からず。たなかの寺は杉の一村にかくれ、きしにそふ民家は竹のかこみのみどりも深し。さらし布所しに引はえて、右にわたし舟うかぶ。里人の行かひしげく、漁村軒をならべて、網をひき、釣をたるゝをのがさまゝも、たゞ此楼このをもてなすに似たり。暮がたき夏の日もわするゝ斗ばかり、入日の影も月にかはりて、波にむすばるゝかゞり火の影もやゝちかく、高欄のもとに鵜飼するなど、誠にめざましき見もの也けらし。かの瀟湘の八のながめ、西湖西の十のさかひも、涼風一味のうちに思ひためたり。若此楼もしのに名をいはむとならば、十八楼ともいはまほしや。

此このあたり目に見ゆるものは皆涼し はせを

### 貞享五仲夏

両者の二重傍部に注目していただくならば、井月が抛り、記憶したところの「十八楼ノ記」は、支考の『笈日記』所収の本文ではないと見てよいであろう。『笈日記』所収本の「両」に重りて、「西湖の十のさかひ」の二箇所の「両」が、支考の不注意による単純な誤りで、「西に重りて」、「西湖の十のさかひ」とあるべきところであることは納得するにしても、全六箇所の

相違は少なくないと言つてよいであらう。中でも、

此あたり目に見ゆるものみな涼し 桃青

此あたり目に見ゆるものは皆涼し はせを

の句形の違ひは大いに注目してよいであらう。『笈日記』所収本の句形中の表現「目に見ゆるものは、いわゆる「ほど拍子」である（排著『鬼貫句選・独』と）岩波文庫、参照）。

そこで、「十八楼ノ記」を収めるもう一つの資料に目を向けてみたい。許六編、宝永三年（一七〇六）刊の俳文集『本朝文選』（『風俗文選』）所収の「十八楼記」である。左に引き写してみる。句読点は、原本のまま。

#### 十八楼記 芭蕉翁

みのゝ国。ながら川にのぞみて水楼あり。あるじを賀嶋氏といふ。稲葉山後に高く。乱山左、右にかさなりて。ちかゝらず遠からず。田中の寺は。杉の一むらにかくれて。岸にそふ民家は。竹のかこみのみどりも深し。曝布所々に引はえて。右に渡し船浮ぶ。里人行かひしげく。漁村軒をならべて。網をひき。釣をたる。をのがさまも。たゞ此楼をもてなすに似たり。暮がたき夏の日も忘るばかり。入日の影も月にかはりて。波にむすぼるゝかゞり火の影もやち

かく。高欄のもとに鶴飼するなど。誠にめざましき見ものなりけらし。かの瀟湘の八のながめ。両湖の十の境も。涼風一味のうちに。もひためたり。もし此楼に名をいはむとならば。十八楼ともいはまほしきなり。

（此あたり目に見ゆるもの皆涼し）

許六も、支考同様「両湖」としているが、これは井月が記しているように「西湖」とあるべきであらう。が、芭蕉の（此あたり目に見ゆるもの皆涼し）の句をはじめとし、「左右に」「隠れて」「いはまほしきなり」等の表記において両者が一致している。ということ、未解決の部分「むすぼる」「おもひこめたり」の二箇所を除いて、井月の揮毫した「十八楼ノ記」は、支考の『笈日記』所収の本文より許六の『本朝文選』所収の本文により近いということは言えるのである。が、即井月のものが『本朝文選』に拠つていゝるとは言えない箇所が何箇所もある。特に「西湖」と「両湖」の表記の違ひは、大いに気になるところである。

以後の版本の芭蕉文集類は、安永二年（一七七三）刊、風徳編『芭蕉文集』をはじめとして、本文は、支考の『笈日記』所収のものではなく、許六の『本朝文選』（『風俗文選』）所収のものに拠つて成されてゐる。文意がよく通り、整つてゐるとの判断からであらう。

そのような芭蕉文集類の中で、時代的にも、用字・用語的にも井月披見の可能性が高いと思われる文政十年（二八二七）刊、仏谷・湖中編『俳諧一葉集』所収の本文を左に掲出してみる。前編五冊・後編四冊の中で「十八楼ノ記」（この表記は、『笈日記』所収本の表記であるが、今日活字化されているものは、すべて『笈日記』所収本を底本としているので、便宜、この呼称表記に従ったままである）が見えるのは、後編一の「俳諧一葉集文之部」である。

#### 十八楼記

美の、国ながら川に臨て水楼あり。あるじを賀島氏と云。いなば山うしろに高く乱山左右にかさなりて、近からず遠からず。田中の寺は一むらにかくれて、岸にそふ民家は竹のかこみのみどりも深し。曝布とこころくに引はえて、右にわたし舟うかぶ。里人のゆきかひしげく、漁村軒をならべて、あみをひき、釣をたるゝおのがさまくも、只此楼をもてなすに似たり。くれがたき夏の日もわするゝばかり、入日の影も月にかはりて、波にむすぼるゝかざり火のかげも良ちかく、高欄のもとに鶴飼するなど、まことにめざましき観なりけらし。かの瀟湘の八のながめ、西湖の十の境も涼風一味の中におもひためたり。もし此楼に名をいはんと

ならば、十八楼ともいはまほしき也。

此あたり目に見ゆるものみな涼し

・印○印は、私に付した。・印に注目するならば、『俳諧一葉集』所収の本文の方が平仮名表記が多用されていることは、一目瞭然。その点では、井月が直接『本朝文選』所収の本文に拠っている可能性も十分ある。ただし、○印を付した二箇所「やゝ」を「良」と表記し、「見もの」を「観」と表記するのは、『俳諧一葉集』をもつて嚆矢とするので、井月は、やはり『俳諧一葉集』所収の本文によっていると見るのがよいように思われる。

次に前から注目している二重傍線部である。井月の表記によれば「左右に」「隠れて」「むすぼる」「おもひこめたり」「いはまほしきなり」「此あたり目に見ゆるものみな涼し」の六箇所である。この中で、平仮名漢字の、表記を不問にすれば、漢字の「左右に」「隠れて」「いはまほしきなり」「此あたり目に見ゆるものみな涼し」の四箇所は、井月揮毫の本文と、『俳諧一葉集』所収の本文とが一致している。これによって、井月が『俳諧一葉集』所収の「十八楼記」本文によって揮毫した可能性は、いよいよ高くなってきた。

問題は、残る二箇所「むすぼる」「むすぼるゝ」、  
「おもひこめたり」「おもひためたり」の二箇所である。

まず「むすぼる」「むすぼるゝ」の違いである。井月が揮毫した四種①②③④ともすべて「むすぼる」である（私に付した一重傍線部参照）。弥吉菅一・西村真砂子・赤羽学・檀上正孝著『諸本芭蕉俳文句文集』（昭和52年3月、清水弘文堂刊）によれば、現在伝わっている「十八楼ノ記」の写本、板本の総ての本文は「むすぼるゝ」である。

この部分、例えば、新編日本古典文学全集『松尾芭蕉集②』（平成9年9月、小学館刊）で校注者の村松友次氏は「波にむすぼるゝかゞり火の影もやゝちかく」と理解し、「むすぼるゝ」を「①結んで解けにくくなる。②露などが置く。ここは両方を兼ねた意で、かがり火が波に密着したように輝いているさま」と注している。「むすぼる」には、村松氏が示された意味の他に「つながりを持つ。関係を結ぶ」（『日本国語大辞典』）の意味もある。そこで、井月は「入日の影も月に替りて波にむすぼる」との理解を示したのである。すなわち、月光が波と戯れている様子の描写と解したのである。井月は、自らの読みをしつかりと示したということである。本文校訂という問題は残るものの、まずは、自らの読みを示すというところに、井月の本文理解への確固たる姿勢を見るべきであろう。

「おもひこめたり」「おもひためたり」の部分も同

様である。文章真蹟懷紙（日本古典鑑賞講座『俳句・俳論』昭和34年2月、角川書店刊、所収）の「思ひこめたり」の表記を例外として、他の本文は、すべて「おもひためたり」である。先の村松友次氏は、「こ」と「た」の変体仮名の似ているところから後世諸本が「た」と誤ったので、「思ひこめたり」が正しいであろう」と注している。井月が文章真蹟懷紙を披見し得た可能性はまずない、と思われる。とすると、ここでも、井月は、文意の点から、自ら「おもひこめたり」との本文を定めた、ということであつたかと思われる。井月の読解力の的確さを示す二箇所の二重傍線部であつたのである。

以上、漢字、仮名表記の違いはあるものの井月が揮毫したところの「十八楼乃記」は、その本文、用字等よりして、『俳諧一葉集』所収の「十八楼記」に拠っていると見做してよいように思われる。

井月にかかわる資料の一つに高遠城下の俳人で醸造業を営んでいた雨香によつて記された「春近開庵勧請文」がある。この中に井月が希望していた小庵を結ぶための、その候補地の描写として、

往來の都合、煩はしき程にもなく、絶景佳境といふにはあらねど、西に駒峯あり、東に天竜の流を帯たり。眼に見ゆるものみな涼し、と翁のすさび

玉ひしかの岐阜川の景色には劣るとも、風の日に  
笠の破れ繕ひ、時雨の夕に蓑の濡たるをほさむに  
はまた便りなきしもあらず。

との、井月が雨香に語った言葉が見える。「眼に見ゆるものみな涼し、と翁のすぎび玉ひしかの岐阜川の景色には劣るとも」は、小稿にて検討を加えてきた「十八楼ノ記」を意識しての文言であること明らかであろう。井月の「十八楼ノ記」への思い入れが窺える言葉である。